

全国健康関係主管課長会議資料

平成27年3月11日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課

目 次

	頁
1. 難病対策について	
(1) 難病対策の見直しについて	1
① 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行	1
② 医療費助成の対象となる疾病の拡大	1
③ 難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための 基本的な方針について	1
(2) 難病対策平成27年度予算(案)及び各種事業について	1
① 難病医療費等負担金について	2
② 特定疾患治療研究事業について	2
③ 難病特別対策推進事業について	3
ア 難病相談支援センター事業等について	3
イ 難病医療提供体制整備事業について	3
ウ 難病患者地域支援対策推進事業について	4
エ 神経難病患者在宅医療支援事業について	4
オ 難病患者認定適正化事業について	4
カ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業について	5
④ 難治性疾患実用化研究事業等について	5
⑤ 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について	5
⑥ 難病情報センター事業について	5
⑦ 難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について	5
⑧ 特定疾患医療従事者研修事業について	6
⑨ CJDサーベイランス体制の強化等について	6
⑩ その他関連事業について	6
ア 在宅人工呼吸器使用患者支援事業について	6
イ 災害時における人工透析及び難病患者等への対応について	7
ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金への対応について	7
エ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病について	7
オ 難病患者サポート事業について	7
2. エイズ対策について	
(1) HIV検査・相談事業について	8
(2) 感染者等の長期療養体制の整備について	9
(3) その他	9
3. ハンセン病対策について	
(1) ハンセン病問題の経緯について	10
(2) 地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策 の実施について	12
(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について	13
4. リウマチ・アレルギー対策について	
(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について	14
(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について	14
(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について	15
5. 腎疾患対策について	
(1) 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業について	15
(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について	15
6. 慢性疼痛対策について	16

1. 難病対策について

(1) 難病対策の見直しについて

①「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行

特定疾患治療研究事業については、対象疾患を拡大してほしいとの要望がある一方、都道府県の超過負担が生じており、安定的な財源の確保が必要となっていたほか、難病患者に対する医療、福祉、就労等の総合的な対策が求められていることから、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、平成23年9月より難病対策全般の見直しを精力的に進めてきた。

平成25年12月に「難病対策の改革に向けた取組について（報告書）」が取りまとめられ、その後、平成26年第186回通常国会において、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が成立し、本年1月1日に施行された。

②医療費助成の対象となる疾病の拡大

難病法では、医療費助成の対象となる疾病を指定することとしており、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会での議論を踏まえ、110疾病を指定し、本年1月1日より助成を開始した。1月1日の施行にあたっては既認定者の受給者証発行事務に加えて、指定医の指定、指定医療機関の指定など短期間で事務が重なったが都道府県の多大なご尽力により法律が施行された。

更に、本年7月を目処に約300疾病に拡大する見込みであり、1月23日より指定難病検討委員会を再開し、議論を始めている。今後は、パブリックコメントを経て、疾病対策部会でとりまとめられ、5月末～6月上旬頃に告示できるように準備を進めているが、1月の施行時同様、準備期間が短期間となることが想定されるので、引き続きご協力願いたい。

また、本年度末に各都道府県における新制度施行状況調査を行う予定であるので、併せてご協力願いたい。

③難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針について

難病法では、厚生労働大臣は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとしている。基本方針を策定するにあたっては、難病法第4条において、厚生労働大臣は厚生科学審議会の意見を聴くこととされており、本年2月17日に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において議論を開始した。

本年夏を目処に基本方針を策定し、医療、福祉、就労等を含めた難病患者への総合的な対策を推進していくこととしている。

(2) 難病対策平成27年度予算（案）及び各種事業について

平成27年度予算（案）においては、

- ・難病患者に対する法律に基づく新たな医療費助成制度（難病医療費等負担金）
 - ・スモン等の特定疾患患者の医療費負担を軽減する特定疾患治療研究事業
 - ・難病相談支援センター事業等による地域における難病患者の生活支援
 - ・難治性疾患の原因解明や治療法の確立に向けた難治性疾患実用化研究事業等
- など、難病対策を総合的に推進・充実することとしており、難病対策関係予算（案）として総額約1,231億円を計上した。

①難病医療費等負担金について

難病法に基づく特定医療に要する経費として、平成27年1月より「難病医療費等負担金」を設け、平成27年度予算（案）において約1,111億円の予算を計上している。

②特定疾患治療研究事業について

新制度へ移行しない「スモン」及び「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）」については、引き続き予算事業で助成する必要があるため、従来の特定疾患治療研究事業は平成27年1月1日以降も継続して実施することとし、平成27年度予算（案）において8億円を計上している。

なお、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」については、平成26年12月31日までに当該疾患により当該事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている場合には、引き続き当該事業の対象となる。

特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて

- 1) スモン（SMON）は整腸剤キノホルムの副作用による薬害で、「亜急脊髄・視神経・末梢神経障害」の略である。主症状は視覚、感覚、運動障害であるが、このほか中枢神経及び末梢神経が侵されることによる様々な症が全身に幅広く併発する疾患であることが認められている（注）。
- 2) スモン患者に対する医療費については、スモンの患者救済策の観点から特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の自己負担分を公費負担（補率：10/10）としている。
- 3) 本年1月から施行された難病法との関係で、スモンが指定難病ではなかったことから、一部で医療費助成がなくなると誤認している事案がみられるので、各都道府県におかれては、スモン患者については、薬害の被害者であることを十分ご理解のうえ、引き続き特定疾患治療研究事業の適用であることを医療機関等にも事あるごとに周知いただくようお願いする。

（注）症状

神経症状（下肢の異常知覚、自律神経障害、頑固な腹部症状等）をはじめとして、循環器系及び泌尿器系の疾病のほか、骨折、白内障、振戦、高血圧、慢性疼痛、めまい、不節痛、腰痛など、歯科疾患を含め、今なお、全身に様々な症状が幅広く併発することから、診療・治療に当たってはスモンによる影響を十分配慮する

ことが必要となっている。

※ 症状の例示であって、スモンの全ての症状を記載しているものではない。

③難病特別対策推進事業について

本事業については、難病患者に対する総合的な相談・支援や地域での受入病院の確保、在宅療養上の適切な支援、安定した療養生活の確保、難病患者とその家族の生活の質の向上に資することを目的として実施している。

本事業の一部は、難病法において療養生活環境整備事業として位置付けられたところであり、本事業の内容の充実を図るため、平成27年度予算（案）で、対前年度約5千万円増の7.2億円を計上した。都道府県においては、平素よりご尽力いただいているが、引き続き事業の実施及び充実に向けて積極的に推進されるようお願いする。

ア 難病相談支援センター事業等について

本事業については、難病患者等の療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域の難病患者等への支援を一層推進するため、平成15年度から開始し、平成19年度には全都道府県に難病相談支援センターを設置した。

本事業は、療養生活環境整備事業として位置付けられており、各都道府県においては、引き続き人材の育成及び予算の確保等を含めた難病患者への支援をお願いする。

なお、平成25年度から、ハローワークにおける就労支援の一環として、全国15箇所^{※1}のハローワークに「難病患者就職サポーター」が配置されているが、平成27年度は全国47ヶ所に配置できるよう、平成27年度予算（案）で対前年度約9千万円増の1.3億円計上したところである。

ハローワークや患者会等とも十分に連携を図っていただき、地域の実情に応じた対応など、今後も特段のご配慮をお願いする。

※1 平成26年度までに全国15カ所の安定所に配置。ハローワークの障害者の専門援助窓口において、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。所管課室は厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課地域就労支援室。

イ 難病医療提供体制整備事業について

本事業は、平成27年度からの事業として、難病医療拠点病院に、様々な医療、福祉支援が複合的に必要で対応が困難な難病患者に対する広域的な医療資源等の調整、専門的な立場からの助言等の役割を担う「難病医療コーディネーター（仮称）」を設置するための経費として、1.3億円を計上した。その他、重症難病患者の適時・適切な入院施設の確保等が行えるよう、都道府県ごとに拠点・協力病院による難病医療体制の整備等を図るものである。

なお、新たな難病医療拠点病院及び難病地域基幹病院等の基本的な考え方等については、基本方針^{※2}等で示す予定である。

また、平成22年度に開始した、在宅療養中の重症難病患者であって、介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を各都道府県の拠点病院に確保するための事業についても、引き続き積極的な活用をお願いします。（平成27年度予算（案）約1.3億円）

※2 難病法の基本方針として、難病患者に対する医療等の推進の基本的な方向、医療を提供する体制の確保、医療に関する人材の養成など定めることとされている。

ウ 難病患者地域支援対策推進事業について

本事業は、難病患者の在宅療養の生活の質の向上を図るため、①患者ごとの在宅療養支援計画の策定・評価事業、②医療相談事業、③難病患者等への訪問相談員の育成、④訪問指導（診療）事業を推進するものである。

各都道府県・保健所設置市・特別区にあつては、難病法に規定する「難病対策地域協議会」^{※3}の設置や、保健所を中心に地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関と十分な連携、地域の実情に応じた支援について、特段のご配慮をお願いします。（平成27年度予算（案）1.2億円）

※3 難病対策地域協議会については、現行の保健所で実施されている連絡協議会などを活用して対応をお願いしたい。

エ 神経難病患者在宅医療支援事業について

本事業は、診断の困難な神経難病の早期確定診断を行うとともに、当該神経難病患者等の療養上の不安を解消し、安定した療養生活を確保するため、一般診療医の要請により都道府県等に配置した専門医による在宅医療支援チームを派遣する体制を確保することを主な目的としており、引き続き体制の確保に向けた取組をお願いします。（平成27年度予算（案）6.7百万円）

オ 難病患者認定適正化事業について

難病法において、支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、都道府県の定める指定医の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならないことし、指定医の区分は難病指定医と協力難病指定医としている。

難病指定医は、「診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、

- ① 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること
- ② 臨床調査個人票（新規用及び更新用）の作成のために必要なものとして都道府県知事が行う研修を終了していること

のいずれかに該当する者であつて、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者」としている。

また、協力難病指定医は、「診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、臨床調査個人票（更新用）の作成のために必要なものとして都道

府県知事が行う研修を終了している者であって、かつ、更新のための臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者」としており、指定医の指定に必要な「都道府県知事が行う研修」を都道府県において開催できる経費として、平成27年度予算（案）で5百万円を計上したところである。

カ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業について

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

（平成27年度予算（案）10百万円）

④難治性疾患実用化研究事業等について

難治性疾患実用化研究事業及び難治性疾患政策研究事業において、難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに、難病政策と一体となった調査研究を推進するため、平成27年度予算（案）において100.3億円を計上した。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病等の医薬品や医療機器をはじめ、再生医療等製品の開発に対する支援を行い、製品化を推進するため、平成27年度予算（案）において2.7億円を計上している。

なお、難治性疾患実用化研究事業については、平成27年度から独立行政法人日本医療研究開発機構において実施される予定である。

⑤難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について

難病患者データの精度の向上と有効活用を図るため、厚生労働省健康局疾病対策課において、新たな患者データ登録システムを開発するための経費として、平成27年度予算（案）で61百万円（開発経費）を計上した。

なお、本システムは、平成28年度の運用開始を目指して開発を行う予定である。

⑥難病情報センター事業について

難病情報センターホームページでは、順次内容の充実を図っており、平成25年度で月平均約260万件のアクセスがなされるなど、難病患者やそのご家族、医療関係者などにご活用いただいている。

都道府県にあっては、引き続き管内の保健所等を通じ本事業の積極的な活用をお願いするとともに、インターネットの活用が困難な難病患者への情報提供についても特段のご配慮をお願いします。

（掲載先URL：難病情報センター（<http://www.nanbyou.or.jp/>））

⑦難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について

難病相談支援センターについては、運営主体、事業規模、職員数等によって異なることから取組内容に差があることや、他の難病相談支援センターの相談事例を知

る機会がないなど課題があったことから、平成24年度から厚生労働省補助事業として、公益財団法人難病医学研究財団において全国の難病相談支援センターの取組内容等について情報提供するためのネットワークの整備を進めてきたところである。昨年4月より本格的に稼働し、現在21の難病相談支援センターにおいて運用が行われているが、未整備の難病相談支援センターにおいては、本ネットワークシステムを活用し、難病患者及びその家族の方から相談支援や他の難病相談支援センターとの連携強化・相互支援に取り組んでいただきたいので、各都道府県においてもご配慮をお願いする。

⑧特定疾患医療従事者研修事業について

本事業は、地域保健活動に従事する都道府県等の保健師等を対象とした研修と難病相談支援センターの職員に対する研修を平成23年度より国立保健医療科学院で実施している。

この研修は、都道府県職員のほか、難病相談支援センター業務に従事する非常勤職員等も参加対象であるので、都道府県等におかれては、引き続き研修の周知及び職員の参加について特段のご配慮をお願いする。

⑨CJDサーベイランス体制の強化等について

クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）等に関するサーベイランスについては、厚生労働科学研究班のCJDサーベイランス委員会（以下「委員会」という。）が、臨床調査個人票及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づくCJDの届出などに基づく症例の把握により実施している。

CJD等はその病態が特殊であり、迅速な患者発生状況と臨床情報の把握が必要なため、従来より関係通知により委員会等への情報提供の徹底について依頼しており、引き続きご協力をお願いする。

なお、国庫補助対象として、

- ・ 保健衛生施設等設備整備費補助金の重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業においては、CJD確定診断（剖検）支援の一環としての検査機器（電気メス及び電気鋸）
- ・ 神経難病患者在宅医療支援事業においては、CJDの確定診断（剖検）に要する経費

を対象経費としていることから、可能な限りCJDの確定診断（剖検）を行っていただくほか、CJD対策の相談体制については、既に送付しているCJD専門医リストを参考の上、患者や家族等からの相談に十分な対応をお願いする。

⑩その他関連事業について

ア 在宅人工呼吸器使用患者支援事業について

これまで特定疾患治療研究事業の中で、ALS等の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、原則として1日につき4回目以降の訪問看護を行ってきた。

今後は、難病法第28条の療養生活環境整備事業の1つと位置づけ、患者の療養実態の把握等を行う事業として実施することとしているので、引き続き円滑な実施のためのご協力をお願いする。

イ 災害時における人工透析及び難病患者等への対応について

災害時における人工透析及び難病患者等への対応について、「厚生労働省防災業務計画」に基づき対応しているが、地震や台風等の大規模災害が頻発している状況に鑑み、災害時の人工透析及び難病患者等への医療の供給体制の確保が迅速に行えるよう、人工透析及び難病患者等の被害や医療供給体制の支障等について情報を得た場合は、厚生労働省健康局疾病対策課に速やかに情報提供願いたい。

ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金への対応について

都道府県労働局・ハローワークにおいて、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度から「難治性疾患患者雇用開発助成金」を創設（平成25年度より発達障害者雇用開発助成金と統合）し、指定難病患者等を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行っており、平成27年1月1日の難病法の施行に伴い、新たに医療費助成の対象となった指定難病患者についても支給対象とする拡充を行ったところである。

難病相談支援センター等において、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/hattatsu_nanchi_pamphlet01.pdf）に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知にご協力いただくとともに、都道府県労働局・ハローワークと連携するなど、本事業の効果的な実施にご協力をお願いしたい。

エ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病について

本年1月1日より、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業の障害福祉サービス等の対象となる疾病が、130から151に拡大されたところである。

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/002.pdf>）に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知にご協力いただくとともに、福祉部局と連携するなど、本事業の効果的な実施にご協力をお願いしたい。

なお、指定難病の検討を踏まえ、3月9日より障害者総合支援法対象疾病検討会を再開し、議論を始めており、本年夏から秋頃を目途に対象疾病を拡大する予定である。

オ 難病患者サポート事業について

本事業は、難病患者・患者家族の療養や生活上の不安、ストレス解消に向け

た支援や、患者団体等の活動を支援するため、平成23年度より実施しており、引き続き支援策の充実を図る。

2. エイズ対策について

我が国における平成25年のH I V感染者・エイズ患者（以下「感染者等」という。）の新規報告数の合計は1,590件、平成26年の第1四半期から第4四半期までの速報値は、1,520件となっており、ここ数年1,500件程度で推移している。

報告数の年齢別内訳では、20代から30代の割合が多く、また、感染経路別内訳では、性的接触（特に男性同性間性的接触）が大部分を占めている状況である。

また、保健所等におけるH I V抗体検査件数は、平成25年は、136,400件、平成26年は、145,048件と2年続けて増加した。（過去最多は、平成20年の177,156件）

感染拡大防止の観点からも、保健所で実施している無料匿名のH I V検査等による早期発見を進めるなど、検査機会の充実や積極的な啓発が重要である。

（参考）

○平成26年第1～第4四半期の新規H I V感染者・エイズ患者報告数（速報値）

第1四半期	H I V	243件	エイズ	89件	計	332件
第2四半期	H I V	276件	エイズ	120件	計	396件
第3四半期	H I V	291件	エイズ	119件	計	410件
第4四半期	H I V	265件	エイズ	117件	計	382件
計	H I V	1,075件	エイズ	445件	計	1,520件

○平成26年の保健所等におけるH I V抗体検査件数

第1四半期	保健所	27,478件	保健所以外	8,011件	計	35,489件
第2四半期	保健所	29,238件	保健所以外	8,691件	計	37,929件
第3四半期	保健所	26,275件	保健所以外	7,786件	計	34,061件
第4四半期	保健所	28,752件	保健所以外	8,817件	計	37,569件
計	保健所	111,743件	保健所以外	33,305件	計	145,048件

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続き、エイズ予防指針に基づき、以下の事項に留意し、エイズ対策に取り組まれるようお願いする。

（1）H I V検査・相談事業について

平成25年11月、H I V感染者が献血した血液の輸血を受けてH I Vに感染した事例があったが、各都道府県におかれては、献血担当部門と連携のうえ、H I V検査を無料・匿名で受けることができる保健所を活用するよう、あらためて周知徹底いただきたい。

近年、H I V抗体検査件数は減少傾向にあるが、個人における早期発見・早期治療及

び社会における感染拡大防止の観点から、引き続き、H I V検査普及週間（6月1日～7日）や世界エイズデー（12月1日）に合わせた臨時の検査・相談の実施、迅速な検査や夜間・休日検査等の利便性の高い検査・相談体制の整備をお願いする。

なお、平成23年度より「H I V検査・相談室整備事業」を実施しており、同事業に要する経費については、補助金（保健衛生施設等施設整備費補助金及び保健衛生施設等設備整備費補助金）の対象となっているので活用いただきたい。

（2）感染者等の長期療養体制の整備について

H I V治療の進歩により、高齢化に伴う慢性疾患や透析等の治療、介護の問題が増えているものの、知識・技術不足や差別・偏見により、十分な体制が整備されているとは言えない状況である。

感染者等に対する在宅医療・介護の環境を整備するためには、地域での保健医療サービスと福祉サービスの連携が必要であり、これを踏まえ平成24年度より介護施設や訪問看護の職員を対象に中核拠点病院での実地研修事業を行っている。各都道府県においては、介護施設や中核拠点病院と連携しつつ、これらの研修を活用し、感染者等に対する在宅医療・介護環境の整備を積極的に進めていただきたい。

また、各都道府県において中核拠点病院を設置いただいているところであるが、未だ各ブロックのブロック拠点病院に患者が集中している現状がある。これを踏まえ、平成24年度より、中核拠点病院の看護師がH I V医療に必要なチーム医療の調整及びブロック・治療拠点病院等との調整に必要な能力を習得することを目的とした研修事業を開始しているため、積極的にご活用いただきたい。

また、糖尿病等の罹患により、腎障害を合併し、人工透析の処置を必要とする感染者等が増加している。透析に関しては、H I V感染患者透析医療ガイドラインの周知を改めてお願いするとともに、感染者等が住み慣れた地域で透析医療を受けられるよう、地域の透析医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

（3）その他

①エイズ対策促進事業について

エイズ対策の推進を図る観点から、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた対策の企画・立案を行う「エイズ対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）等の設置・運営をお願いしている。

既に推進協議会等を設置・運営している都道府県等におかれては、引き続き積極的な活用をお願いするとともに、未設置の都道府県等におかれては、設置の上、地域の関係団体等との連携・協力によりエイズ対策の円滑な実施を図るようお願いする。

②先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について

本事業の対象となる医療の範囲については、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）により「先天生成血液凝固因子欠乏症」「血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病」と通知しているところであ

る。

各都道府県におかれては、公費負担の対象となる医療の範囲について、あらためて関係機関に周知していただきたい。

③H I V診療等に関する各種マニュアル等の周知について

薬害エイズ患者を含む感染者等に対する医療については、厚生労働科学研究（エイズ対策研究）班や関係学会により各種マニュアル・ガイドラインが作成されているので、各都道府県におかれては、適切な医療が提供されるよう、マニュアル・ガイドラインについて医療機関等へ周知していただきたい。

（掲載先URL：エイズ予防情報ネット（<http://api-net.jfap.or.jp/>））

④歯科の医療体制整備について

歯科の医療体制整備については、「歯科医療機関におけるH I V感染者等の診療体制について」（平成17年5月6日医政歯発第0506001号厚生労働省医政局歯科保健課長、健疾発第0506001号健康局疾病対策課長通知）により示しているが、未だ積極的に感染者等を受け入れる歯科診療所の数は少なく、今後の感染者等の医療需要に十分対応できる状況ではない。H I V治療における歯科診療の充実が図られるよう、地域の歯科医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

⑤NGO等への支援事業について

より効果的なH I V感染予防の普及啓発や患者支援を行うためには、H I V陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動が必要であり、国はその活動へ支援を行っている。コミュニティセンターにおける男性同性愛者向けの予防啓発活動や、陽性者支援のための電話相談事業等を実施しているので周知いただきたい。

各都道府県においても男性同性間で性的接触を行う者（MSM）向けの予防啓発や、保健所等におけるH I V検査相談に関する啓発資材の作成の際に、各コミュニティセンターを活用する等、個別施策層に対する対策を積極的に進めていただきたい。

3. ハンセン病対策について

(1) ハンセン病問題の経緯について

厚生労働省においては、平成8年の「らい予防法」廃止以降、平成13年5月の国家賠償請求訴訟熊本地裁判決での敗訴に対して、同月23日に政府として控訴しないことを決定し、同月25日に内閣総理大臣談話及び政府声明を公表した。

また、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、同年6月15日に議員立法で「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同月22日に公布・施行され、ハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策を実施してきた。

これらの取組により、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題については一定の解決が図られたが、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉回復等に関し、未解決の問題が残されていた。このような状況を踏まえ、これらの問題の解決の促進に関して必要な事項を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成21年4月1日より施行され、各種施策を引き続き実施してきた。

さらに、昨年11月に促進法が一部改正され、新たに特定配偶者等支援金が創設されたところである。

①私立ハンセン病療養所における療養等の確保

私立ハンセン病療養所の入所者に対する医療、給与金の支給等福祉事業及び療養所の運営に要する経費を補助することにより入所者の福祉の増進を図ることとしている。（国立ハンセン病療養所における療養及び生活の保障は、医政局において実施。）

※ハンセン病療養所入所者数（平成26年12月現在）

施設数 14カ所（国立13カ所、私立1カ所）

入所者数 1,758名

平均年齢 国立13園 83.6歳（平成26年5月1日現在）

私立 神山 85.1歳（平成26年5月1日現在）

②社会復帰の支援及び社会生活の援助

療養所を退所したハンセン病元患者の社会復帰等を支援するため、退所者給与金及び非入所者給与金の支給、退所者等に対する相談事業等を実施。

また、昨年11月、促進法の一部改正により、本年10月から、退所者給与金受給者の配偶者等への支援金（特定配偶者等支援金）の支給が行われる。

※特定配偶者等支援金の概要

退所者給与金受給者が死亡した後の遺族の生活の安定等を目的とし、退所者給与金受給者の扶養対象となったことがある配偶者及び一親等の尊属を対象とする。支給額は全国一律に128,000円（予定）とする。

③名誉回復及び死没者の追悼

ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための中学生向けパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催、社会交流支援事業や普及啓発資料の作成のほか、療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の支給等を実施。

④親族に対する援護

ハンセン病療養所に入所したことにより、その家族が生計困難になった場合に、その家族に対して、生活保護の基準の例により援護（生活援助、教育援助、住宅援

助、出産援助、生業援助、葬祭援助)を実施。

- (2) 地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について
促進法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、ハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施をお願いします。

①普及啓発について

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るためには、普及啓発を継続的に実施することが重要であることから、各地方公共団体においては、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発について、より一層の取組をお願いします。

なお、地方公共団体がハンセン病に対する偏見・差別の解消等に向けた新たに取り組む普及啓発事業を支援する「ハンセン病対策促進事業」を平成24年度から実施しているので、本事業を積極的に活用し、地域におけるハンセン病問題の解決に向けた施策の推進にご協力をお願いします。(一事業当たり250万円を上限)

②相談及び情報の提供等について

促進法第17条において、「国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずる」とされている。

各地方公共団体においては、退所者や退所希望者等に対する社会生活支援に関する相談事業の充実をお願いします。

また、退所者に対する公営住宅の斡旋・優先入居、ハンセン病療養所死没者の納骨、改葬に対する支援などについても引き続きご配慮をお願いします。

③子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯臨時特例給付金を支給している。国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者が要件を満たせば子育て臨時給付金の対象となるので、対象となる方への周知をお願いします。(26年度は臨時福祉給付金との併給調整を行ったため、対象外とされていたが、27年度は併給調整を行わないため対象とされている。)

④情報の共有及び連携について

国と地方公共団体との情報の共有や連携の強化を図るために平成21年度から「ハンセン病問題対策促進会議」を開催しており、平成26年度は、平成27年3月12日に開催する。

ハンセン病問題の解決の促進のためには、各都道府県、厚生労働省及びハンセン病療養所の連携、協力、支援等が不可欠であり、引き続き担当者の出席をお願いします

る。

(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について

促進法第18条において「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」とされている。

厚生労働省においては、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努めるなど、普及啓発を継続的に実施していくこととしている。

①国立ハンセン病資料館について

国立ハンセン病資料館は、促進法第18条において、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を行うための拠点として、平成19年4月の再オープン以来、普及啓発、情報発信、交流の拠点として、様々な取組を行っている。

平成25年度は約2万6千人、オープン以来21年間で約32万人が来館しており、引き続きハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発に向けた取組を推進していく。

②重監房資料館について

促進法第18条やハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、普及啓発事業の一環として、ハンセン病隔離政策の歴史において象徴的な施設である重監房（特別病室）の一部を再現し、群馬県草津町の国立療養所栗生楽泉園隣地に重監房資料館を整備した。平成26年4月30日のオープン以来8ヶ月での来館者数は約8千人であり、各都道府県におかれては、こちらの重監房資料館も、啓発活動に活用していただきたい。

③ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

厚生労働省が主催する「ハンセン病問題に関するシンポジウム」を平成16年度から開催しており、引き続きシンポジウムの開催について御協力をお願いする。平成26年度は、平成27年1月31日に熊本県熊本市で開催した。熊本県、熊本市など関係者の御協力に感謝申し上げる。

療養所所在都県でのシンポジウムは一通り終えたことから、今後は療養所非所在道府県で開催していく予定であり、平成27年度は北海道で開催を予定している。その他の療養所非所在府県におかれても、平成28年度以降のシンポジウムの開催について、ご検討頂きたい。

④らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日について

平成21年度より6月22日*を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省主催の追悼、慰霊と名誉回復の行事を実施している。

(※6月22日：「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日)

平成27年度も同様の行事の実施を予定しているが、詳細な内容については追って連絡する。

⑤らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の提訴期限について

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟については、らい予防法を廃止した平成8年4月から20年後の平成28年3月末に提訴期限が到来する。都道府県におかれては、期限の県民への周知について御協力をお願いする。

4. リウマチ・アレルギー対策について

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患を有する患者は、国民の約50%にのぼると言われており、放置できない重要な問題となっていることから、平成23年8月の「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー疾患対策の方向性等」に基づき、リウマチ・アレルギー対策を総合的・体系的に推進しているところである。また、第186回通常国会において、自民党・公明党より提出された「アレルギー疾患対策基本法」が平成26年6月に成立したところであり、アレルギー疾患対策に関し、基本理念や基本的施策を定め、アレルギー疾患対策を総合的に推進することとされている。平成27年12月までには、本法律が施行されるため、現在、アレルギー疾患対策推進協議会の設置、アレルギー疾患対策基本指針の策定に向けた準備を行っている。各都道府県等においては、本方向性等及び本法律を踏まえ、今後のリウマチ・アレルギー対策を推進されるよう取組をお願いする。

(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について

本事業は、各都道府県等の保健関係、福祉関係従事者等を対象に、リウマチ・アレルギー疾患についての必要な知識を修得させ、地域における相談体制を整備することを目的として、平成13年度より実施してきた。

本研修会は平成27年度も引き続き実施する予定であり、開催地を全国5箇所に増やしていることから、各都道府県等にあっては、研修会への職員の派遣及び受講希望者の募集について、保健関係、福祉関係、医療関係等部局並びに各都道府県等管轄地域内の医療従事者等への呼びかけ等、特段のご配慮をお願いするとともに、当研修会の成果を活用する等により、地域の実情に応じた各種普及啓発事業の積極的な展開をお願いする。

(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について

リウマチ・アレルギー疾患については、病因・病態が未だ不明で根治療法がない状況下において、民間療法も含め情報が氾濫していることから、正しい情報の普及を強化することを目的として、厚生労働省ホームページに「リウマチ・アレルギー情報

(<http://www.allergy.go.jp/>)」を開設し情報提供をおこなっている。

また、平成19年度よりアレルギー相談センター (<https://www.immune.jp/allergy/consults/>)を設置し、アレルギー疾患患者及びその家族等に対しての相談事業を実施しているため、関係各位に対してのアレルギー相談センターの周知をお願いしたい。

(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について

本事業は、地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させることを目的として、普及啓発事業や医療関係者向けの研修等を推進しているところであり、本事業の積極的な活用をお願いする。

5. 腎疾患対策について

我が国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、平成25年末には約31万人が透析療法を受け、透析を必要とする患者は年約1万人以上のペースで増え続けている状況にある。また、腎不全による死亡は全疾患の中で8位になっており、新規透析導入患者等腎疾患患者の重症化を早期に防止することが急務である。

このような状況を踏まえ、平成20年3月に腎疾患対策検討会において、今後の腎疾患対策を総合的かつ体系的に推進するため、「今後の腎疾患対策のあり方について」を取りまとめ、都道府県等に通知したところである。各都道府県においては、本報告書を踏まえ、今後の腎疾患対策を推進されるようお願いする。

(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

CKDは、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行えば、予防・治療や進行の遅延が可能な疾患である。しかし、患者数は極めて多く、腎機能異常に気付いていない潜在的なCKD患者の存在も推測されている。また、すべての患者に腎臓専門医が対応するのは困難であるため、腎臓専門医以外にもCKD患者の診療を担うかかりつけ医をはじめとする医療関係者等の人材育成が必要である。

このため、CKDに関する正しい知識の普及啓発等を図るため、平成21年度から、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業として、各都道府県に連絡協議会を設置し、かかりつけ医、保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者等一般向けの講演会等の開催をお願いする。

(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について

CKDについて、正しい知識の普及啓発を図るため、世界腎臓デーに慢性腎臓病（CKD）シンポジウムを開催する（平成27年3月12日（木）東京都千代田区「東京国際フォーラム」）。各都道府県においても様々な機会を通じて、慢性腎臓病（CKD）に関する普及啓発に努めていただきたい。

6. 慢性疼痛対策について

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。平成22年度に開催した「慢性の痛みに関する検討会」の提言を踏まえ、慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、「からだの痛み相談・支援事業」を平成24年度より実施している。各都道府県等においては、研究の成果やからだの痛み相談・支援事業を活用いただき、より一層の慢性疼痛対策の推進をお願いする。

・からだの痛み相談・支援事業 (<http://www.pain-medres.info/contact/index.html>)

疼痛患者・患者家族が症状や窮状を訴えても医療機関や行政機関からの的確な診断や助言が得られないことがある現状を改善するため、患者の症状や境遇に合わせた的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等、患者の受け皿的機関を設けることとしており、関係機関への周知等、ご協力をお願いする。

(事業内容)

- ①痛みに関する電話相談
- ②痛みに関する普及啓発活動
- ③医療従事者への研修事業

・痛みセンター

厚生労働科学研究事業の「慢性の痛み対策研究事業」において、慢性疼痛の病態解明、治療方法の開発等を推進するとともに、各診療科等の連携に基づいた集学的（学際的）な診療体制の構築について研究を行い、包括的な慢性疼痛治療を行うことができる診療体制（以下、「痛みセンター」）の基盤づくりを推進している。現在、18箇所の大学病院が痛みセンターに参画している。

(18の大学病院名)

- | | | |
|---------|-----------|------------|
| ・札幌医科大学 | ・福島県立医科大学 | ・東京慈恵会医科大学 |
| ・新潟大学 | ・獨協医科大学 | ・東京大学 |
| ・順天堂大学 | ・日本大学 | ・愛知医科大学 |
| ・滋賀医科大学 | ・富山大学 | ・大阪大学 |
| ・岡山大学 | ・三重大学 | ・高知大学 |
| ・九州大学 | ・愛媛大学 | ・山口大学 |

参 考 资 料

参考資料目次

	頁
1. 平成27年度疾病対策課関係予算（案）の概要	資－1
2. 難病対策	
（1）特定疾患医療受給者証所持者数	資－6
（2）「障害者総合支援法」による福祉サービスの対象疾病について	資－7
3. エイズ対策	
（1）新規H I V感染者・エイズ患者報告数、検査・相談件数推移	資－9
（2）平成26年度H I V検査普及週間における検査・相談体制	資－10
（3）平成26年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制	資－11
（4）中核拠点病院選定状況	資－12
（5）H I V診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて	資－17
4. ハンセン病対策	
（1）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要	資－18
（2）ハンセン病療養所入所者数	資－19
（3）ハンセン病問題に関する最近の動向	資－20
（4）退所者給与金及び改葬費について	資－23
（5）非入所者給与金について	資－24
（6）特定配偶者等支援金の概要	資－25
（7）ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料	資－26

平成27年度予算(案)の概要

平成27年1月

健康局疾病対策課

平成27年度 疾病対策課予算(案)一覧表

※1 ()書きの金額は、他課、他局計上及び他局対策分を含めた額。

※2 < >書きは、医療費を除いた対前年度比。

事 項	平成26年度	平成27年度	差 引 増 △ 減 額	主 な 内 容	
	予 算 額 千円	予 算 (案) 千円		千円	千円
I 難病対策	(71,936,793)	(123,063,229)	(51,126,436)	<<対前年度比 171.1%>> <対前年度比 100.2%> <<対前年度比 183.1%>> <対前年度比 106.9%>	
	61,586,793	112,743,229	51,156,436		
				1 医療費の自己負担の軽減	60,783,610 → 111,884,638
				(主な事業)	
				・難病医療費等負担金	16,783,610 → 111,073,821
				⑧・特定疾患治療研究事業	44,000,000 → 810,817
				2 地域における保健医療福祉の充実・連携	801,706 → 857,885
				(主な事業)	
				⑧・難病特別対策推進事業費(一部推進枠)	687,283 → 729,230
				難病相談・支援センター事業	316,898 → 311,728
				⑧ 難病医療提供体制整備事業(一部推進枠)	146,621 → 129,525
				⑧ 難病患者地域支援対策推進事業部推進枠)	146,764 → 123,397
				神経難病患者在宅医療支援事業	6,979 → 6,727
				難病患者認定適正化事業	51,884 → 5,335
				難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	12,074 → 10,238
				⑧ 指定難病審査会経費 ※名称変更	4,813 → 13,090
				⑧ 在宅人工呼吸器等使用患者支援事業 ※特定疾患治療研究事業から移し替え。	117,727 → 129,190
				・難病情報センター事業	34,410 → 20,611
				・難病相談・支援センター間のネットワーク支援事業	7,915 → 7,804
				・難病患者サポート事業	20,505 → 19,863
				・特定疾患調査解析システム開発等経費	3,657 → 2,936
				⑧・難病対策の推進のための患者データ登録整備事業費	30,791 → 61,261
				・特定疾患医療従事者研修事業	2,998 → 2,967
				・特定疾患等対策費	14,147 → 13,213
					(10,351,477) → (10,320,706)
				3 調査研究の推進	1,477 → 706
				(主な事業)	
				・厚生労働科学研究費	(10,050,000) → (10,050,000)
				難治性疾患克服研究事業(一部推進枠)	(10,050,000) → (10,050,000)
				・難病対策の国際連携	1,477 → 706
				・希少疾病用医薬品等の開発支援(一部推進枠)	(300,000) → (270,000)
				4 医療施設等の整備	(事 項) → (事 項)
				(主な事業)	
				・難病相談・支援センター施設整備費	
				・重症難病患者拠点・協力病院設備 (保健衛生施設等施設・設備整備費のメニュー)	

事 項	平成 26 年度	平成 27 年度	差 引 増 △ 減 額	主 な 内 容	
	予 算 額	予 算 (案)		千 円	千 円
Ⅲ ハンセン 病対策	千円 (36,533,008)	千円 (35,935,053)	(△597,955)	≪対前年度比 98.4%≫	
	3,810,916	3,695,019	△ 115,897	≪対前年度比 97.0%≫	
				1 謝罪・名誉回復措置	806,479 → 716,349
				(主な事業)	
				・ハンセン訴訟和解経費	136,190 → 96,219
				・国外ハンセン病療養所入所者等補償経費	200,967 → 104,963
				・中学生を対象としたパンフレット作成	24,375 → 24,375
				・シンポジウム開催・普及啓発資料作成	26,226 → 22,201
				・国立ハンセン病資料館運営経費	348,294 → 351,778
				・再発防止検討調査事業委託費	16,057 → 16,027
				・歴史的建造物の保存等経費	46,734 → 88,829
					(32,846,224) → (32,364,245)
				2 在園保障	124,132 → 124,211
				・国立ハンセン病療養所の運営経費等	(32,722,092) → (32,240,034)
				・私立ハンセン病療養所の運営経費等	124,132 → 124,211
				3 社会復帰・社会生活支援	2,880,305 → 2,854,459
				(主な事業)	
				・国内ハンセン病療養所退所者給与金	2,608,575 → 2,522,787
				・国内ハンセン病療養所非入所者給与金	67,222 → 75,079
				⑨ 特定配偶者等支援金	0 → 52,992
				・療養所入所者家族に対する生活援護	23,606 → 20,805
				・社会復帰者支援事業	68,400 → 68,575

事 項	平成 26 年度	平成 27 年度	差 引 増 △ 減 額	主 な 内 容	
	予 算 額	予 算 (案)		千 円	千 円
IV リウマチ・アレルギー対策	千円	千円	千円		
	(596,326)	(600,387)	(4,061)	《対前年度比 100.7%》	
	18,881	24,137	5,256	《対前年度比 127.8%》	
				1 リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の提供	13,312 → 18,680
				○新・アレルギー疾患対策推進協議会経費	0 → 1,325
				○改・リウマチ・アレルギー対策検討会経費	365 → 2,224
				・アレルギー相談センター事業費	12,947 → 15,131
				2 リウマチ・アレルギー疾患に関する医療の提供	5,569 → 5,457
				・リウマチ・アレルギー特別対策事業費	5,569 → 5,457
				3 リウマチ・アレルギー疾患に関する研究等の推進	(577,445) → (576,250)
			厚生労働科学研究費		
			・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究	(577,445) → (576,250)	
V 腎疾患対策	(210,643)	(112,940)	(△97,703)	《対前年度比 53.6%》	
	41,284	12,940	△ 28,344	《対前年度比 31.3%》	
				1 腎疾患に関する正しい情報の提供	3,153 → 3,144
				・腎疾患対策検討会経費	834 → 832
				・腎疾患普及啓発経費	2,319 → 2,312
				2 腎疾患に関する医療の提供	38,131 → 9,796
				・慢性腎臓病(CKD)特別対策事業費	9,822 → 9,796
				・腎疾患重症化予防実践事業	28,309 → 0
				3 腎疾患に関する研究等の推進	(169,359) → (100,000)
				厚生労働科学研究費	
			・腎疾患対策研究	(169,359) → (100,000)	
VI 慢性疼痛対策等	(134,376)	(122,215)	(△12,161)	《対前年度比 91.0%》	
	21,699	9,538	△ 12,161	《対前年度比 44.0%》	
				1 慢性疼痛に関する正しい情報の提供	9,538 → 9,538
				・からだの痛み・相談支援事業	9,538 → 9,538
				2 慢性疼痛に関する研究等の推進	(112,677) → (112,677)
				厚生労働科学研究費	
				・慢性の痛み対策研究(一部推進枠)	(112,677) → (112,677)
				3 慢性疲労症候群重症患者の実態調査	12,161 → 0
				・慢性疲労症候群患者の日常生活困難度調査事業	12,161 → 0
	課 計	(114,174,619)	(164,513,870)	(50,339,251)	《対前年度比 144.1%》
66,577,178		117,612,493	51,035,315	《対前年度比 176.7%》	

特定疾患医療受給者証所持者数

疾患番号	疾患名	実施年月日	受給者証所持者数
1	ベーチェット病	昭和47年 4月	19,147
2	多発性硬化症	昭和48年 4月	18,082
3	重症筋無力症	昭和47年 4月	20,691
4	全身性エリテマトーデス	〃	61,528
5	スモン	〃	1,473
6	再生不良性貧血	昭和48年 4月	10,428
7	サルコイドーシス	昭和49年10月	24,487
8	筋萎縮性側索硬化症	〃	9,240
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	〃	49,631
10	特発性血小板減少性紫斑病	〃	24,956
11	結節性動脈周囲炎	昭和50年10月	10,674
12	潰瘍性大腸炎	〃	155,116
13	大動脈炎症候群	〃	6,101
14	ピュルガー病	〃	6,979
15	天疱瘡	〃	5,596
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月	26,250
17	クローン病	〃	38,271
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	〃	253
19	悪性関節リウマチ	昭和52年10月	6,433
20	パーキンソン病関連疾患		126,211
①	進行性核上性麻痺	平成15年10月	
②	大脳皮質基底核変性症	平成15年10月	
③	パーキンソン病	昭和53年10月	
21	アミロイドーシス	昭和54年10月	2,016
22	後縦靭帯骨化症	昭和55年12月	35,070
23	ハンチントン病	昭和56年10月	897
24	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	昭和57年10月	16,086
25	ウェゲナー肉芽腫症	昭和59年 1月	2,176
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	昭和60年 1月	26,556
27	多系統萎縮症		11,956
①	線条体黒質変性症	平成15年10月	
②	オリブ橋小脳萎縮症	昭和51年10月	
③	シャイ・ドレーガー症候群	昭和61年 1月	
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	昭和62年 1月	353
29	膿疱性乾癬	昭和63年 1月	1,938
30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年 1月	5,632
31	原発性胆汁性肝硬変	平成 2年 1月	21,013
32	重症急性膵炎	平成 3年 1月	1,730
33	特発性大腿骨頭壊死症	平成 4年 1月	16,035
34	混合性結合組織病	平成 5年 1月	10,539
35	原発性免疫不全症候群	平成 6年 1月	1,458
36	特発性間質性肺炎	平成 7年 1月	7,697
37	網膜色素変性症	平成 8年 1月	27,937
38	プリオン病	平成14年 6月統合	487
①	クロイツフェルト・ヤコブ病	平成 9年 1月	
②	ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病	平成14年 6月	
③	致死性家族性不眠症	平成14年 6月	
39	肺動脈性肺高血圧症	平成10年 1月	2,587
40	神経線維腫症	平成10年 5月	3,794
41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月	88
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	〃	264
43	慢性血栓性肺高血圧症	〃	2,140
44	ライソゾーム病	平成14年 6月統合	967
①	ファブリー病	平成11年 4月	
②	ライソゾーム病	平成13年 5月	
45	副腎白質ジストロフィー	平成12年 4月	195
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	平成21年10月	155
47	脊髄性筋萎縮症	平成21年10月	797
48	球脊髄性筋萎縮症	平成21年10月	1,094
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	平成21年10月	4,018
50	肥大型心筋症	平成21年10月	3,616
51	拘束型心筋症	平成21年10月	31
52	ミトコンドリア病	平成21年10月	1,246
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	平成21年10月	586
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	平成21年10月	68
55	黄色靭帯骨化症	平成21年10月	3,088
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)	平成21年10月	19,204
合 計			855,061

平成25年度末現在

※1) 出典:平成25年度衛生行政報告例

※2) 対象疾患は平成21年4月1日現在における対象疾患である。

平成27年1月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を151に拡大します

平成27年1月1日から「障害福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、130から151へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（裏面参照）



手続き

- ◆対象疾病に罹患^{りかん}していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症
2	亜急性硬化性全脳炎
3	アジソン病
4	アミロイドーシス
5	ウルリッヒ病
6	HTLV-1 関連脊髄症
7	ADH分泌異常症
8	遠位型ミオパチー
9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎
11	下垂体前葉機能低下症
12	加齢性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症
14	関節リウマチ
15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症
17	偽性副甲状腺機能低下症
18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎
20	強皮症
21	巨細胞性動脈炎
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
23	ギラン・バレー症候群
24	筋萎縮性側索硬化症
25	クッシング病
26	クリオピリン関連周期熱症候群
27	グルココルチコイド抵抗症
28	クロウ・深瀬症候群
29	クローン病
30	結節性硬化症
31	結節性多発動脈炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病
33	原発性アルドステロン症
34	原発性硬化性胆管炎
35	原発性高脂血症
36	原発性側索硬化症
37	原発性胆汁性肝硬変
38	原発性免疫不全症候群
39	顕微鏡的多発血管炎
40	硬化性萎縮性苔癬
41	好酸球性筋膜炎
42	好酸球性消化管疾患
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
44	後縦靭帯骨化症
45	甲状腺ホルモン不応症
46	拘束型心筋症
47	広範脊柱管狭窄症
48	抗リン脂質抗体症候群
49	コステロ症候群
50	骨髄異形成症候群
51	骨髄線維症

52	ゴナドトロピン分泌亢進症
53	混合性結合組織病
54	再生不良性貧血
55	再発性多発軟骨炎
56	サルコイドーシス
57	シェーグレン症候群
58	CFC症候群
59	色素性乾皮症
60	自己貪食空胞性ミオパチー
61	自己免疫性肝炎
62	自己免疫性溶血性貧血
63	視神経症
64	若年性肺気腫
65	シャルコー・マリー・トゥース病
66	重症筋無力症
67	シュワルツ・ヤンペル症候群
68	神経性過食症
69	神経性食欲不振症
70	神経線維腫症
71	神経有棘赤血球症
72	進行性核上性麻痺
73	進行性骨化性線維形成異常症
74	進行性多巣性白質脳症
75	スティーヴンス・ジョンソン症候群
76	スモン
77	正常圧水頭症
78	成人スチル病
79	成長ホルモン分泌亢進症
80	脊髄空洞症
81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
82	脊髄性筋萎縮症
83	全身型若年性特発性関節炎
84	全身性エリテマトーデス
85	先天性QT延長症候群
86	先天性魚鱗癬様紅皮症
87	先天性筋無力症候群
88	先天性副腎低形成症
89	先天性副腎皮質酵素欠損症
90	大脳皮質基底核変性症
91	高安動脈炎
92	多系統萎縮症
93	多発血管炎性肉芽腫症
94	多発性硬化症／視神経脊髄炎
95	多発性嚢胞腎
96	遅発性内リンパ水腫
97	チャージ症候群
98	中毒性表皮壊死症
99	腸管神経節細胞僅少症
100	TSH受容体異常症
101	TSH分泌亢進症

102	TNF受容体関連周期性症候群
103	天疱瘡
104	特発性拡張型心筋症
105	特発性間質性肺炎
106	特発性基底核石灰化症
107	特発性血小板減少性紫斑病
108	特発性血栓症
109	特発性大腿骨頭壊死症
110	特発性門脈圧亢進症
111	特発性両側性感音難聴
112	突発性難聴
113	難治性ネフローゼ症候群
114	膿疱性乾癬
115	嚢胞性線維症
116	パーキンソン病
117	バージャー病
118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
119	肺動脈性肺高血圧症
120	肺胞低換気症候群
121	バッド・キアリ症候群
122	ハンチントン病
123	汎発性特発性骨増殖症
124	肥大型心筋症
125	ビタミンD依存症二型
126	非典型溶血性尿毒症症候群
127	皮膚筋炎／多発性筋炎
128	びまん性汎細気管支炎
129	肥満低換気症候群
130	表皮水疱症
131	フィッシャー症候群
132	封入体筋炎
133	ブラウ症候群
134	プリオン病
135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
136	バスレムミオパチー
137	ベーチェット病
138	ペルオキシソーム病
139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
141	慢性血栓性肺高血圧症
142	慢性脾炎
143	慢性特発性偽性腸閉塞症
144	ミトコンドリア病
145	メニエール病
146	網膜色素変性症
147	もやもや病
148	ライソゾーム病
149	ランゲルハンス細胞組織球症
150	リンパ脈管筋腫症
151	ルビンシュタイン・テイビ症候群

5 新たに対象となる疾病
7 対象に変更はないが疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年1月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

新規HIV感染者・エイズ患者報告数、検査・相談件数推移

新規HIV感染者・エイズ患者報告数

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
S63まで																												
	39	21	31	38	51	86	136	169	234	250	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	447	484	445	7,648	
	78	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	1,106	1,075	16,887	
	117	101	97	238	493	363	434	446	610	647	653	831	953	922	976	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544	1,529	1,449	1,590	1,520	24,535	

<上段:エイズ患者報告数 中段:HIV感染者報告数 下段:エイズ患者・HIV感染者の合計>

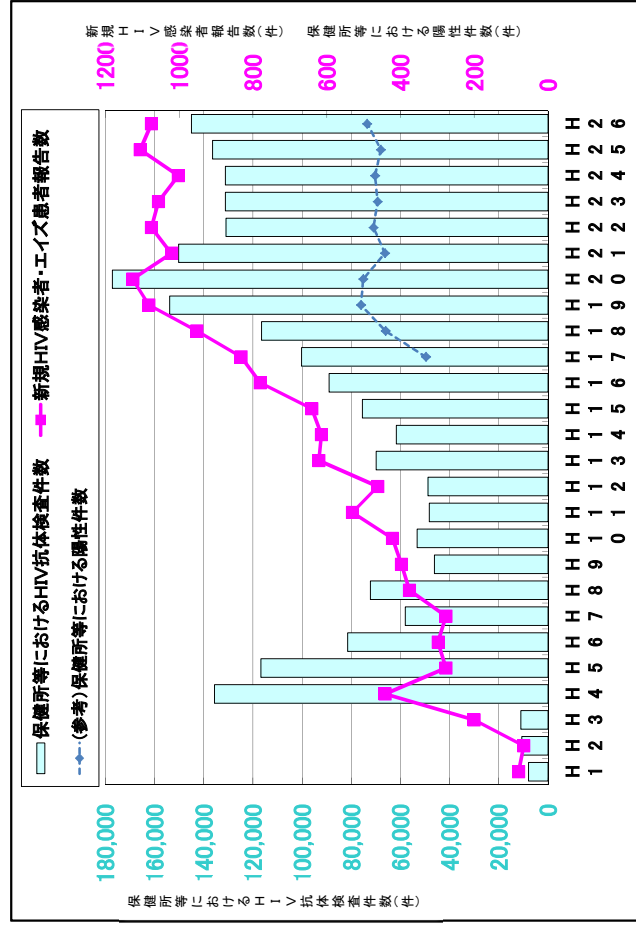
保健所等におけるHIV抗体検査件数

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
S63まで																												
	47,470	7,864	10,649	10,980	135,674	116,712	81,495	57,978	72,186	46,237	53,218	48,218	48,754	61,652	75,539	89,004	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	131,243	131,235	136,400	145,048	2,406,472	

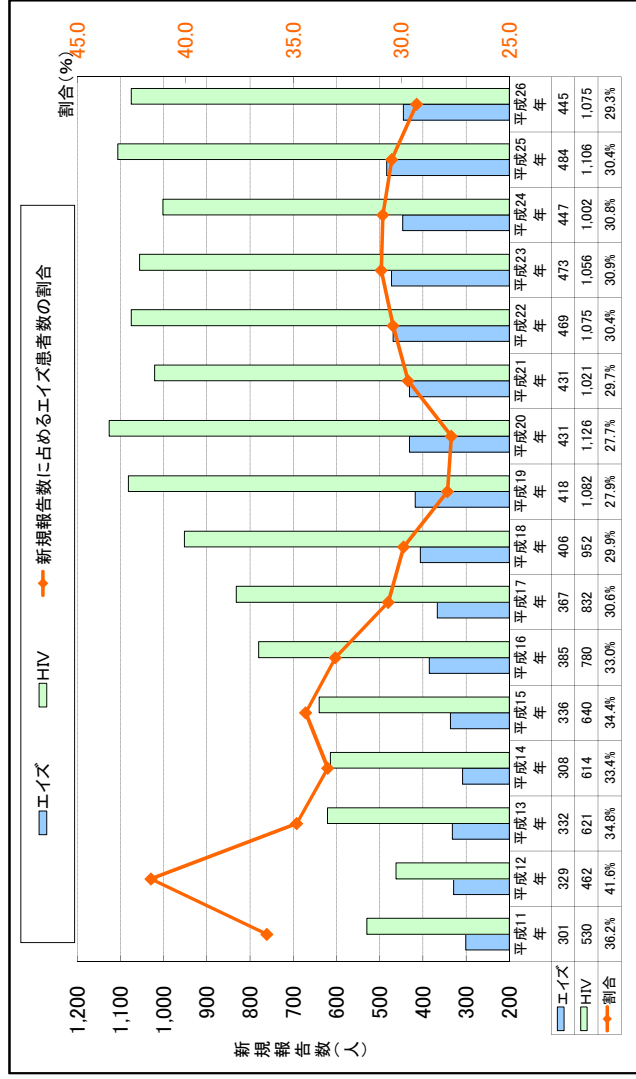
保健所等における相談件数

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
S63まで																												
	132,004	14,603	17,458	18,002	251,926	245,299	175,837	124,735	172,641	96,735	111,046	103,206	141,266	108,911	130,153	146,585	161,474	173,651	214,347	230,091	193,271	164,264	163,006	153,583	145,401	150,993	3,847,757	

新規HIV感染者報告数、保健所等におけるHIV抗体検査件数



新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合



平成26年度HIV検査普及週間における検査・相談体制（平成26年5月9日現在）

		夜間検査		休日検査		迅速検査		検査普及週間に関連したイベント等の取組
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
都道府県（47）	1 北海道		●			○	●	●
	2 青森県	○			●	○		
	3 岩手県	○			●	○		●
	4 宮城県		●		●	○	●	
	5 秋田県	○				○		●
	6 山形県		●			○	●	●
	7 福島県	○					○	
	8 茨城県	○					○	●
	9 栃木県		●				○	●
	10 群馬県	○	●					●
	11 埼玉県	○		○		○		
	12 千葉県	○	●	○	●	○	●	●
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	●
	14 神奈川県			○				
	15 新潟県	○					○	●
	16 富山県		●		●	○	●	
	17 石川県	○	●			○	●	●
	18 福井県	○	●		●	○	●	
	19 山梨県	○	●			○	●	
	20 長野県	○	●		●	○	●	●
	21 岐阜県	○		○		○		
	22 静岡県	○		○	●	○		●
	23 愛知県	○			●	○		
	24 三重県	○	●				●	●
	25 滋賀県					○		
	26 京都府	○	●			○	●	●
	27 大阪府	○		○		○		●
	28 兵庫県	○	●	○		○	●	●
	29 奈良県		●		●	○	●	●
	30 和歌山県	○			●	○	●	
	31 鳥取県		●		●	○		
	32 島根県		●		●	○	●	
	33 岡山県		●			○		●
	34 広島県		●		●		●	●
	35 山口県	○				○		●
	36 徳島県	○	●			○	●	●
	37 香川県		●		●	○	●	
	38 愛媛県		●		●	○	●	
	39 高知県	○				○		
	40 福岡県		●		●	○	●	●
	41 佐賀県	○	●			○		●
	42 長崎県	○	●			○	●	
	43 熊本県	○	●			○	●	●
	44 大分県		●		●	○	●	●
	45 宮崎県	○	●		●	○		●
	46 鹿児島県		●		●	○		
	47 沖縄県	○	●		●	○		●
指定都市（20）	48 札幌市	○		○		○		●
	49 仙台市	○		○	●	○	●	●
	50 さいたま市	○		○		○		●
	51 千葉市	○		○	●	○		●
	52 川崎市			○		○		●
	53 横浜市	○		○		○		
	54 相模原市		●	○		○		
	55 新潟市	○		○	●	○	●	●
	56 静岡市	○	●			○	●	●
	57 浜松市	○		○	●	○	●	
	58 名古屋	○		○		○		
	59 京都市	○		○		○		●
	60 大阪市	○		○		○		●
	61 堺市	○	●	○		○		●
	62 神戸市	○		○		○		
	63 岡山市	○						
	64 広島市	○				○	●	●
	65 福岡市	○		○		○		●
	66 北九州市	○			●	○		
	67 熊本市	○		○	●	○	●	●

(注1) ○…平常から実施している自治体(26年度開始予定を含む)
●…検査普及週間に実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所開所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

		夜間検査		休日検査		迅速検査		検査普及週間に関連したイベント等の取組
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
中核市（43）	68 旭川市	○		○		○		●
	69 函館市			○		○		●
	70 青森市					○		
	71 盛岡市				●	○	●	
	72 秋田市	○	●			○		●
	73 郡山市	○		○	●	○	●	●
	74 いわき市	○	●			○	●	
	75 宇都宮市			○	●	○		
	76 前橋市					○	●	●
	77 高崎市		●			○	●	●
	78 川越市	○		○		○		
	79 船橋市			○		○		●
	80 柏市	○		○	●	○		●
	81 横須賀市	○		○		○		●
	82 富山市		●		●	○	●	
	83 金沢市	○		○	●	○	●	●
	84 長野市	○	●	○	●	○	●	●
	85 岐阜市	○	●			○	●	
	86 豊田市	○				○		
	87 岡崎市	○	●			○	●	●
	88 豊橋市	○	●		●	○	●	
	89 大津市					○		●
	90 豊中市		●				●	●
	91 高槻市	○	●			○		●
	92 枚方市		●				●	
	93 東大阪市							
	94 姫路市	○		○	●	○		●
	95 西宮市	○	●			○	●	●
	96 尼崎市						○	●
	97 奈良市		●		●	○		●
	98 和歌山市	○			●		●	●
	99 倉敷市	○			●	○	●	
	100 福山市	○	●			○		●
	101 下関市		●		●		●	
	102 高松市	○						
	103 松山市	○		○	●			
	104 高知市	○						●
	105 久留米市		●				●	●
	106 長崎市		●			○		●
	107 大分市	○			●	○	●	
	108 宮崎市	○			●	○		
	109 鹿児島市	○			●	○	●	
	110 那覇市	○				○		
保健所設置市（8）	111 小樽市					○		●
	112 八王子市					○		●
	113 町田市						●	
	114 藤沢市		●			○	●	
	115 四日市市	○	●					
	116 呉市		●			○	●	
	117 大牟田市		●				●	
	118 佐世保市	○			●	○		
特別区（23）	119 千代田区					○	●	●
	120 中央区		●					
	121 港区		●	○	●			●
	122 新宿区	○						●
	123 文京区					○		
	124 台東区					○		●
	125 墨田区							
	126 江東区		●				●	
	127 品川区			○		○		
	128 目黒区							●
	129 大田区							
	130 世田谷区		●					●
	131 渋谷区				●		●	
	132 中野区			○		○		
	133 杉並区			○		○		
	134 豊島区						●	
	135 北区					○		
	136 荒川区							
	137 板橋区							●
	138 練馬区					○		
	139 足立区					○		
	140 葛飾区					○		
	141 江戸川区					○		

計	77	60	40	48	114	59	73
割合(%)	54.6	42.6	28.4	34.0	80.9	41.8	51.8

平成26年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制 (平成26年11月4日現在)

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
都道府県(47)	1 北海道	○	●			○	●	○
	2 青森県	○	●			○	●	○
	3 岩手県	○	●		●	○	●	○
	4 宮城県		●		●	○	●	○
	5 秋田県	○	●			○	●	○
	6 山形県		●			○	●	○
	7 福島県			○		○	●	○
	8 茨城県	○				○	●	○
	9 栃木県		●			○	●	○
	10 群馬県	○	●			○	●	○
	11 埼玉県	○				○	●	○
	12 千葉県	○	●		●	○	●	○
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	○
	14 神奈川県		●	○	●	○	●	○
	15 新潟県	○	●			○	●	○
	16 富山県		●		●	○	●	○
	17 石川県	○	●			○	●	○
	18 福井県	○	●		●	○	●	○
	19 山梨県	○	●			○	●	○
	20 長野県	○	●			○	●	○
	21 岐阜県	○			●	○	●	○
	22 静岡県	○			●	○	●	○
	23 愛知県	○			●	○	●	○
	24 三重県	○	●			○	●	○
	25 滋賀県					○	●	○
	26 京都府	○	●			○	●	○
	27 大阪府	○		○		○	●	○
	28 兵庫県		●		●	○	●	○
	29 奈良県		●		●	○	●	○
	30 和歌山県	○	●		●	○	●	○
	31 鳥取県		●		●	○	●	○
	32 島根県		●		●	○	●	○
	33 岡山県		●		●	○	●	○
	34 広島県		●		●	○	●	○
	35 山口県	○	●			○	●	○
	36 徳島県	○	●			○	●	○
	37 香川県		●		●		●	○
	38 愛媛県		●		●		●	○
	39 高知県	○	●			○	●	○
	40 福岡県		●		●	○	●	○
	41 佐賀県	○	●		●	○	●	○
	42 長崎県	○	●	○		○	●	○
	43 熊本県	○	●			○	●	○
	44 大分県		●		●	○	●	○
	45 宮崎県	○	●			○	●	○
	46 鹿児島県		●		●	○	●	○
	47 沖縄県	○	●			○	●	○
指定都市(20)	48 札幌市	○		○	●	○	●	○
	49 仙台市	○		○	●	○	●	○
	50 さいたま市	○			●	○	●	○
	51 千葉市	○				○	●	○
	52 川崎市		●	○	●	○	●	○
	53 横浜市	○	●	○	●	○	●	○
	54 相模原市		●	○		○	●	○
	55 新潟市	○	●	○	●	○	●	○
	56 静岡市	○	●				●	○
	57 浜松市	○	●		●		●	○
	58 名古屋	○	●	○	●	○	●	○
	59 京都市	○	●	○		○	●	○
	60 大阪市	○	●	○	●	○	●	○
	61 堺市	○	●	○		○	●	○
	62 神戸市	○	●	○		○	●	○
	63 岡山市	○	●				○	○
	64 広島市	○			●	○	●	○
	65 福岡市			○	●	○	●	○
	66 北九州市	○			●	○	●	○
	67 熊本市	○		○	●	○	●	○

(注1) ○…平常から実施している自治体
●…世界エイズデー前後に実施、又は実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所閉所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
中核市(43)	68 旭川市	○		○	●	○	●	○
	69 函館市			○		○	●	○
	70 青森市					○	●	○
	71 盛岡市				●	○	●	○
	72 秋田市	○	●		●	○	●	○
	73 郡山市	○		○		○	●	○
	74 いわき市	○			●	○	●	○
	75 宇都宮市			○	●	○	●	○
	76 前橋市					○	●	○
	77 高崎市				●	○	●	○
	78 川崎市	○			●	○	●	○
	79 船橋市			○	●	○	●	○
	80 柏市	○		○	●	○	●	○
	81 横須賀市	○			●	○	●	○
	82 富山市		●		●	○	●	○
	83 金沢市	○		○	●	○	●	○
	84 長野市	○	●		●	○	●	○
	85 岐阜市	○				○	●	○
	86 豊田市	○				○	●	○
	87 岡崎市	○	●			○	●	○
88 豊橋市		●		●	○	●	○	
89 大津市					○	●	○	
90 豊中市				●		●	○	
91 高槻市						●	○	
92 枚方市						○	○	
93 東大阪市		●				●	○	
94 姫路市	○			●	○	●	○	
95 西宮市	○	●			○	●	○	
96 尼崎市						○	○	
97 奈良市		●		●	○	●	○	
98 和歌山市	○			●		●	○	
99 倉敷市	○	●	○	●	○	●	○	
100 福山市	○			●	○	●	○	
101 下関市		●		●		●	○	
102 高松市		●				○	○	
103 松山市	○	●		●		○	○	
104 高知市	○	●				○	○	
105 久留米市		●				●	○	
106 長崎市		●		●	○	●	○	
107 大分市	○			●	○	●	○	
108 宮崎市	○				○	○	○	
109 鹿児島市	○			●	○	●	○	
110 那覇市	○			●	○	●	○	
保健所設置市(8)	111 小樽市					○	●	○
	112 八王子市					○	●	○
	113 町田市				●		●	○
	114 藤沢市				●	○	●	○
	115 四日市市	○	●				○	○
	116 呉市		●			○	●	○
	117 大牟田市		●			○	●	○
	118 佐世保市	○	●		●	○	●	○
特別区(23)	119 千代田区				●	○	●	○
	120 中央区				●		○	○
	121 港区		●	○	●		●	○
	122 新宿区		●				○	○
	123 文京区					○	○	○
	124 台東区					○	○	○
	125 墨田区						●	○
	126 江東区				●		●	○
	127 品川区				●			○
	128 目黒区							○
	129 大田区							○
	130 世田谷区		●					○
	131 渋谷区				●		●	○
	132 中野区			○			○	○
	133 杉並区			○			○	○
	134 豊島区				●		●	○
	135 北区					○		○
	136 荒川区							○
	137 板橋区							○
	138 練馬区						○	○
	139 足立区						○	○
	140 葛飾区						○	○
	141 江戸川区						○	○

計	71	69	29	71	109	97	129
割合(%)	50.4	48.9	20.6	50.4	77.3	68.8	91.5

エイズ治療拠点病院選定状況

平成26年4月1日現在

◎ ブロック拠点病院

○ 中核拠点病院

・ 治療拠点病院

		383医療機関	
北海道 (19医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 旭川医科大学病院 ◎ 北海道大学病院 ・ 旭川赤十字病院 ・ 広域紋別病院 ・ JA北海道厚生連帯広厚生病院 ・ 市立小樽病院 ・ 市立札幌病院 ・ 総合病院釧路赤十字病院 ・ (独)国立病院機構北海道医療センター ・ 北海道立江差病院 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 札幌医科大学附属病院 ○ (独)労働者健康福祉機構釧路労災病院 ・ 北見赤十字病院 ・ JA北海道厚生連旭川厚生病院 ・ 市立旭川病院 ・ 市立釧路総合病院 ・ 市立函館病院 ・ (独)国立病院機構旭川医療センター ・ (独)国立病院機構北海道がんセンター 	
青森県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県立中央病院 ・ 八戸市立市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (独)国立病院機構弘前病院 ・ 弘前大学医学部附属病院 	
岩手県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手医科大学附属病院 ・ (独)国立病院機構岩手病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県立中央病院 ・ (独)国立病院機構盛岡病院 	
宮城県 (7医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ (独)国立病院機構仙台医療センター ・ 東北大学病院 ・ (独)国立病院機構宮城病院 ・ 宮城県立循環器・呼吸器病センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市立病院 ・ (独)国立病院機構仙台西多賀病院 ・ 宮城県立がんセンター 	
秋田県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大館市立総合病院 ・ 秋田赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県厚生農業協同組合連合会平鹿総合病院 ・ 秋田大学医学部附属病院 	
山形県 (9医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山形県立中央病院 ・ (国大)山形大学医学部附属病院 ・ 日本海総合病院 ・ 山形県立新庄病院 ・ 米沢市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立置賜総合病院 ・ 鶴岡市立荘内病院 ・ 山形県立河北病院 ・ 山形市立病院済生館 	
福島県 (14医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 ・ いわき市立総合磐城共立病院 ・ (財)太田総合病院附属太田熱海病院 ・ (財)竹田総合病院 ・ 寿泉堂総合病院 ・ (独)労働者健康福祉機構福島労災病院 ・ 福島県立医科大学会津医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津中央病院 ・ 公立岩瀬病院 ・ (財)太田総合病院附属太田西ノ内病院 ・ 社団(医)呉羽総合病院 ・ (独)国立病院機構福島病院 ・ 福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院 ・ 南相馬市立総合病院 	
茨城県 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 筑波大学附属病院 ・ 茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター ・ 総合病院土浦協同病院 ・ (独)国立病院機構茨城東病院 ・ (独)国立病院機構水戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城西南医療センター病院 ・ 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院 ・ 東京医科大学茨城医療センター ・ (独)国立病院機構霞ヶ浦医療センター ・ 水戸赤十字病院 	
栃木県 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治医科大学附属病院 ○ 獨協医科大学病院 ・ 那須赤十字病院 ・ (独)国立病院機構栃木医療センター ・ 栃木県立がんセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県済生会宇都宮病院 ・ 足利赤十字病院 ・ (独)国立病院機構宇都宮病院 ・ 栃木県立岡本台病院 ・ 芳賀赤十字病院 	

エイズ治療拠点病院選定状況

平成26年4月1日現在

◎ ブロック拠点病院

○ 中核拠点病院

・ 治療拠点病院

群馬県 (4医療機関)	○ 群馬大学医学部附属病院 ・ (独) 国立病院機構西群馬病院	・ (独) 国立病院機構高崎総合医療センター ・ 前橋赤十字病院
埼玉県 (6医療機関)	○ (独) 国立病院機構東埼玉病院 ・ 自治医科大学附属さいたま医療センター ・ (独) 国立病院機構西埼玉中央病院	・ 埼玉医科大学病院 ・ (独) 国立病院機構埼玉病院 ・ 防衛医科大学校病院
千葉県 (9医療機関)	○ 千葉大学医学部附属病院 ・ 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 ・ 順天堂大学医学部附属浦安病院 ・ (独) 国立病院機構千葉東病院 ・ 成田赤十字病院	・ 医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院 ・ 国保直営総合病院君津中央病院 ・ 総合病院国保旭中央病院 ・ (独) 国立病院機構千葉医療センター
東京都 (43医療機関)	○ 慶応義塾大学病院 ○ 東京都立駒込病院 ・ 青梅市立総合病院 ・ 学校法人日本大学日本大学医学部附属板橋病院 ・ 公立昭和病院 ・ (財) 聖路加国際病院 ・ (公財) 東京都保健医療公社大久保病院 ・ (公財) 東京都保健医療公社多摩北部医療センター ・ (公財) 東京都保健医療公社豊島病院 ・ 順天堂大学医学部附属順天堂医院 ・ 駿河台日本大学病院 ・ 東京医科大学病院 ・ 東京女子医科大学病院 ・ 東京大学医学部附属病院 ・ 東京都立大塚病院 ・ 東京都立広尾病院 ・ 東邦大学医療センター大森病院 ・ (独) 国立病院機構東京医療センター ・ 日本医科大学多摩永山病院 ・ 日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院 ・ 日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院 ・ 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	○ 東京慈恵会医科大学附属病院 ・ 医療法人財団荻窪病院 ・ 学校法人帝京大学帝京大学医学部附属病院 ・ 杏林大学医学部附属病院 ・ 国家公務員共済組合連合会立川病院 ・ (公財) 東京都保健医療公社荏原病院 ・ (公財) 東京都保健医療公社多摩南部地域病院 ・ (公財) 東京都保健医療公社東部地域病院 ・ 社会保険中央総合病院 ・ 昭和大学病院 ・ 東京医科歯科大学医学部附属病院 ・ 東京医科大学八王子医療センター ・ 東京大学医科学研究所附属病院 ・ 東京都健康長寿医療センター ・ 東京都立多摩総合医療センター ・ 東京都立墨東病院 ・ (独) 国立国際医療研究センター病院 ・ (独) 国立病院機構東京病院 ・ 日本医科大学付属病院 ・ 日本赤十字社医療センター ・ 町田市民病院
神奈川県 (17医療機関)	○ (公大) 横浜市立大学附属病院 ・ 神奈川県立足柄上病院 ・ 神奈川県立汐見台病院 ・ 川崎市立川崎病院 ・ (公大) 横浜市立大学附属市民総合医療センター ・ 津久井赤十字病院 ・ (独) 国立病院機構相模原病院 ・ 秦野赤十字病院 ・ 横浜市立みなと赤十字病院	・ 厚木市立病院 ・ 神奈川県立こども医療センター ・ 川崎市立井田病院 ・ 北里大学病院 ・ 聖マリアンナ医科大学病院 ・ 東海大学医学部附属病院 ・ (独) 国立病院機構横浜医療センター ・ 横浜市立市民病院
新潟県 (6医療機関)	◎ 新潟大学医歯学総合病院 ◎ 新潟市民病院 ・ 長岡赤十字病院	◎ 新潟県立新発田病院 ・ (独) 国立病院機構西新潟中央病院 ・ 新潟県立中央病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成26年4月1日現在

◎ ブロック拠点病院 ○ 中核拠点病院

・ 治療拠点病院

山梨県 (9医療機関)	○ 山梨県立中央病院 ・ 市立甲府病院 ・ 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 ・ 富士吉田市立病院 ・ 山梨大学医学部附属病院	・ 大月市立中央病院 ・ 都留市立病院 ・ (独)国立病院機構甲府病院 ・ 山梨赤十字病院
長野県 (8医療機関)	○ 長野県立須坂病院 ・ JA長野厚生連佐久総合病院 ・ 諏訪赤十字病院 ・ (独)国立病院機構まつもと医療センター松本病院	・ 飯田市立病院 ・ 信州大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構信州上田医療センター ・ 長野赤十字病院
富山県 (2医療機関)	○ 富山県立中央病院	・ (国大)富山大学附属病院
石川県 (8医療機関)	◎ 石川県立中央病院 ・ 国民健康保険小松市民病院 ・ (独)国立病院機構医王病院 ・ (独)国立病院機構金沢医療センター	・ 金沢医科大学病院 ・ (国大)金沢大学附属病院 ・ (独)国立病院機構石川病院 ・ 七尾鹿島広域圏事務組合公立能登総合病院
福井県 (4医療機関)	○ 福井大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構福井病院	・ 市立敦賀病院 ・ 福井県立病院
岐阜県 (8医療機関)	○ (国大)岐阜大学医学部附属病院 ・ 木沢記念病院 ・ 岐阜県立下呂温泉病院 ・ 高山赤十字病院	・ 大垣市民病院 ・ 岐阜県総合医療センター ・ 岐阜県立多治見病院 ・ (独)国立病院機構長良医療センター
静岡県 (22医療機関)	○ 浜松医療センター ○ 静岡市立静岡病院 ・ 磐田市立総合病院 ・ 静岡県立総合病院 ・ 静岡市立清水病院 ・ (社福)聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院 ・ 順天堂大学医学部附属静岡病院 ・ 市立湖西病院 ・ (独)国立病院機構静岡医療センター ・ 浜松赤十字病院 ・ 富士市立中央病院	○ 沼津市立病院 ・ JA静岡厚生連遠州病院 ・ 静岡済生会総合病院 ・ 静岡赤十字病院 ・ (社福)聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院 ・ 市立伊東市民病院 ・ 市立島田市民病院 ・ 浜松医科大学医学部附属病院 ・ 藤枝市立総合病院 ・ 富士宮市立病院 ・ 焼津市立総合病院
愛知県 (13医療機関)	◎ (独)国立病院機構名古屋医療センター ・ 愛知医科大学病院 ・ 岡崎市民病院 ・ (独)国立病院機構東名古屋病院 ・ 名古屋市立大学病院 ・ 名古屋第一赤十字病院 ・ 藤田保健衛生大学病院	○ 名古屋大学医学部附属病院 ・ 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 ・ 小牧市民病院 ・ 豊橋市民病院 ・ 名古屋市立東部医療センター ・ 名古屋第二赤十字病院
三重県 (4医療機関)	○ (国大)三重大学医学部附属病院 ・ 三重県立総合医療センター	・ (独)国立病院機構三重中央医療センター ・ 伊勢赤十字病院
滋賀県 (4医療機関)	○ (国大)滋賀医科大学医学部附属病院	・ 滋賀県立成人病センター ・ 大津赤十字病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成26年4月1日現在

◎ ブロック拠点病院

○ 中核拠点病院

・ 治療拠点病院

京 都 府 (10医療機関)	○ 京都大学医学部附属病院 ・ 京都府立医科大学附属病院 ・ 公立南丹病院 ・ (独)京都市立病院機構京都市立病院 ・ (独)国立病院機構舞鶴医療センター	・ 京都第一赤十字病院 ・ 京都府立医科大学附属北部医療センター ・ 京都山城総合医療センター ・ (独)国立病院機構京都医療センター ・ 医療法人清仁会洛西ニュータウン病院
大 阪 府 (16医療機関)	◎ (独)国立病院機構大阪医療センター ○ 大阪府立急性期・総合医療センター ・ 大阪医科大学附属病院 ・ 大阪大学医学部附属病院 ・ 学校法人近畿大学近畿大学医学部附属病院 ・ (独)地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター ・ (独)国立病院機構近畿中央胸部疾患センター ・ 東大阪市立総合病院	○ 大阪市立総合医療センター ○ 市立堺病院 ・ 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター ・ 大阪市立大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構大阪南医療センター ・ (独)国立病院機構刀根山病院 ・ りんくう総合医療センター ・ 関西医科大学附属枚方病院
兵 庫 県 (11医療機関)	○ 兵庫医科大学病院 ・ 神戸大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構神戸医療センター ・ (独)国立病院機構兵庫中央病院 ・ 兵庫県立尼崎病院 ・ 兵庫県立加古川医療センター	・ 神戸市立医療センター中央市民病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・ (独)国立病院機構姫路医療センター ・ (独)労働者健康福祉機構関西労災病院 ・ 兵庫県立淡路医療センター
奈 良 県 (2医療機関)	○ (公大)奈良県立医科大学附属病院	・ 市立奈良病院
和 歌 山 県 (2医療機関)	○ 和歌山県立医科大学附属病院	○ (独)国立病院機構南和歌山医療センター
鳥 取 県 (3医療機関)	○ (国大)鳥取大学医学部附属病院 ・ 鳥取県立中央病院	・ (独)国立病院機構米子医療センター
島 根 県 (5医療機関)	○ (国大)島根大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構浜田医療センター ・ 松江赤十字病院	・ 島根県立中央病院 ・ 益田赤十字病院
岡 山 県 (10医療機関)	○ 川崎医科大学附属病院 ・ 岡山大学病院 ・ (公財)倉敷中央病院 ・ 津山中央病院 ・ (独)国立病院機構南岡山医療センター	・ 岡山済生会総合病院 ・ 川崎医科大学附属川崎病院 ・ 総合病院岡山赤十字病院 ・ (独)国立病院機構岡山医療センター ・ (独)労働者健康福祉機構岡山労災病院
広 島 県 (5医療機関)	◎ 県立広島病院 ◎ 広島大学病院 ・ (独)国立病院機構福山医療センター	◎ 広島市立広島市民病院 ・ (独)国立病院機構呉医療センター
山 口 県 (5医療機関)	○ (独)国立病院機構関門医療センター ・ (独)国立病院機構岩国医療センター ・ 山口県立総合医療センター	○ 山口大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構山口宇部医療センター
徳 島 県 (6医療機関)	○ 徳島大学病院 ・ 徳島県立三好病院 ・ JA徳島厚生連阿南共栄病院	○ 徳島県立中央病院 ・ 徳島県立海部病院 ・ (独)徳島県鳴門病院
香 川 県 (5医療機関)	○ (国大)香川大学医学部附属病院 ・ 高松赤十字病院 ・ (独)国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	・ 香川県立中央病院 ・ 三豊総合病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成26年4月1日現在

- ◎ **ブロック拠点病院** ○ 中核拠点病院
 ・ 治療拠点病院

愛媛県 (18医療機関)	○ 愛媛大学医学部附属病院 ・ 愛媛県立中央病院 ・ 愛媛県立南宇和病院 ・ 西条市立周桑病院 ・ 済生会西条病院 ・ (財)創精会松山記念病院 ・ 市立宇和島病院 ・ 市立八幡浜総合病院 ・ (独)労働者健康福祉機構愛媛労災病院	・ 愛媛県立今治病院 ・ 愛媛県立新居浜病院 ・ 公立学校共済組合三島医療センター ・ 西条中央病院 ・ (財)積善会附属十全総合病院 ・ 社会医療法人社団更生会村上記念病院 ・ 市立大洲病院 ・ (独)国立病院機構愛媛医療センター ・ 松山赤十字病院
高知県 (5医療機関)	○ 高知大学医学部附属病院 ・ 高知県立あき総合病院 ・ (独)国立病院機構高知病院	・ 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター ・ 高知県立幡多けんみん病院
福岡県 (7医療機関)	◎ (独)国立病院機構九州医療センター ・ 飯塚病院 ・ 久留米大学病院 ・ 福岡大学病院	○ 産業医科大学病院 ・ 九州大学病院 ・ 聖マリア病院
佐賀県 (2医療機関)	○ 佐賀大学医学部附属病院	・ 佐賀県医療センター好生館
長崎県 (3医療機関)	○ 長崎大学病院 ・ (独)国立病院機構長崎医療センター	・ 佐世保市立総合病院
熊本県 (3医療機関)	○ 熊本大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構熊本医療センター	・ 熊本市立熊本市民病院
大分県 (5医療機関)	○ 大分大学医学部附属病院 ・ (独)国立病院機構大分医療センター ・ (独)国立病院機構別府医療センター	・ 大分県立病院 ・ (独)国立病院機構西別府病院
宮崎県 (3医療機関)	○ 県立宮崎病院 ・ 宮崎大学医学部附属病院	・ (独)国立病院機構都城病院
鹿児島県 (6医療機関)	○ 鹿児島大学病院 ・ 鹿児島県立大島病院 ・ (独)国立病院機構鹿児島医療センター	・ 出水総合医療センター ・ 県民健康プラザ鹿屋医療センター ・ (公財)昭和会 今給黎総合病院
沖縄県 (3医療機関)	○ 琉球大学医学部附属病院 ・ 沖縄県立中部病院	・ 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

(383医療機関)

- ◎ **ブロック拠点病院** ○ 中核拠点病院
 ・ 治療拠点病院

HIV診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて

エイズ予防情報ネット(<http://api-net.jfap.or.jp/>)に掲載される主なマニュアル・ガイドライン

厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業による マニュアル・ガイドライン	作成
抗HIV治療ガイドライン	平成25年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
HIV 母子感染予防対策マニュアル	平成25年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 母子感染の疫学調査と予防対策および女性・小児感染者支援に関する研究」班
HIV感染症の歯科治療マニュアル	平成16年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究」班
血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する肝移植の診療ガイドライン	平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV/HCV重複感染患者に対する肝移植のための組織構築に関する研究」班
社会福祉施設で働くみなさんへ HIV／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
在宅医療を支えるみんなに知ってほしいこと	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
医療事故後のHIV 感染防止のための予防服用マニュアル	国立国際医療センター病院 エイズ治療・研究開発センター（ACC）

【参考】学会等によるマニュアル・ガイドライン	作成
HIV 感染患者透析医療ガイドライン	日本透析医会・日本透析医学会 (http://www.jsdt.or.jp/info/1084.html)
インヒビター保有先天性血友病患者に対する治療ガイドライン	日本血栓止血学会 (http://www.jsth.org/committee/guideline.html)

※上記以外のマニュアル・ガイドラインについても、適宜参照の上、活用されたい。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

施 策

○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
 - ①意思に反する退所、転所の禁止
 - ②医療・介護体制の整備
 - ③地域開放

○社会復帰の支援及び社会生活の援助

- ・国立ハンセン病療養所等からの退所希望者への退所準備金の支給
- ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給
- ・国立ハンセン病療養所等及び一般の医療機関における退所者及び非入所者に対する医療体制の整備
- ・相談体制の整備
- ・退所者給与金受給者の遺族への支援金の支給

○名誉回復及び死没者の追悼

- ・国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等
- ・死没者の追悼のための必要な措置

○親族に対する援護

- ・国立ハンセン病療養所の入所者の親族で、当該入所者が入所したことによって生計が困難な状態にある者への援護の実施

そ の 他

- ・ この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・ らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

ハンセン病療養所入所者数

(平成26年12月31日現在)

施設名	入所者数	所在地	電話番号
総数	1,765名	(14カ所)	
(国立療養所)		(13カ所)	
松丘保養園	100名	青森県青森市大字石江字平山19	017-788-0145
東北新生園	86名	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121
栗生楽泉園	95名	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030
多磨全生園	214名	東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101
駿河療養所	65名	静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711
長島愛生園	230名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	0869-25-0321
邑久光明園	135名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	0869-25-0011
大島青松園	73名	香川県高松市庵治町6034-1	087-871-3131
菊池恵楓園	296名	熊本県合志市栄3796	096-248-1131
星塚敬愛園	166名	鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
奄美和光園	36名	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311
沖縄愛楽園	191名	沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331
宮古南静園	71名	沖縄県宮古島市平良字島尻888	0980-72-5321
計	1,758名		
(私立療養所)		(1カ所)	
神山復生病院	7名	静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004
計	7名		

※平均年齢

国立13園 83.6歳 (平成26年5月1日現在)

私立 神山 85.1歳 (平成26年5月1日現在)

ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年

- 5月11日 ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決
- 5月23日 政府として控訴しないことを決定
- 5月25日 内閣総理大臣談話発表
 - ・新たな補償を立法措置により講じる
 - ・退所者給与金、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める
 - ・患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける政府声明発表
 - ・除斥期間や立法不作為に係る法的責任についての判断において判決に問題があることを当事者である政府の立場として明確化
- 6月7日 衆議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
- 6月8日 参議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
- 6月12日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」衆議院にて可決
- 6月15日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」参議院にて可決、成立
- 6月22日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）公布、施行
- 6月29日 第1回ハンセン病問題対策協議会（その後、7月16日、7月26日、11月16日及び12月25日に開催）
 - ・社会復帰（退所者給与金等）、謝罪・名誉回復、在園保障、検証会議等について、患者・元患者と協議（座長 榊屋副大臣）
- 7月23日 和解に関する基本合意書調印（入所者・退所者原告）
- 7月27日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が発表
- 9月11日 政府として遺族原告及び入所歴なき原告について判決を求める旨を表明
- 10月5日 全国ハンセン病問題対策主管課長会議
- 12月7日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が再度発表（訴訟は、同日結審）
- 12月18日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見（12月7日の補充）を熊本地裁が発表
- 12月25日 第5回ハンセン病問題対策協議会「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成14年

- 1月28日 和解に関する基本合意書調印（遺族・非入所者原告）
- 4月1日 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業スタート
国立ハンセン病療養所等死没者改葬費事業スタート

平成15年

- 4月25日 社会復帰支援事業要綱の改正を実施

平成16年

- 3月29日 平成15年度ハンセン病問題対策協議会「非入所者給与金（仮称）」制度創設向け協議を進めることを確認
- 4月1日 社会生活支援一時金事業スタート
- 4月14日 「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 8月25日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 9月27日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 12月15日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会（続会）」開催

平成17年

- 1月20日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について

	合意
3月27日	ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書提出
4月1日	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業スタート
9月30日	「平成17年度ハンセン病問題対策協議会」開催
10月25日	韓国ハンセン病補償法訴訟東京地裁判決（国勝訴：原告は翌日控訴）
11月8日	政府として台湾ハンセン病補償法訴訟については控訴することとし、同日付で控訴することとは別に国外の療養所の元入所者への対応について検討する旨の厚生労働大臣談話を発表
平成18年	
1月31日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
2月3日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」参議院にて可決、成立
2月10日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第2号）公布、施行に伴い、戦前の国外の療養所の元入所者への補償金支給を決定
3月29日	第1回ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会開催
6月21日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国内対象者の申請期限が終了
8月23日	「平成18年度ハンセン病問題対策協議会」開催
平成19年	
3月26日	「平成18年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
3月31日	国立ハンセン病資料館再開館式
4月1日	国立ハンセン病資料館再開館
8月22日	「平成19年度ハンセン病問題対策協議会」開催
11月19日	第1回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
平成20年	
3月21日	第2回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
3月26日	「平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
6月6日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」衆議院にて可決
6月11日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」参議院で可決、成立
6月18日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）
12月5日	第3回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
12月26日	「平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
平成21年	
3月11日	第4回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
4月1日	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
6月22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
6月22日	「平成21年度ハンセン病問題対策協議会」開催
10月20日	第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
平成22年	
1月13日	「平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
5月21日	第6回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
6月22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
6月22日	「平成22年度ハンセン病問題対策協議会」開催
9月9日	「平成22年度ハンセン病問題対策協議会回答の会」開催

- 平成23年
 2月9日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国外対象者の申請期限が終了
 3月11日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 5月27日 第7回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 6月22日 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
 6月22日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 9月1日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 平成24年
 5月23日 第8回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 6月22日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 10月1日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 平成25年
 5月16日 第9回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 6月21日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 6月21日 「平成25年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 6月25日 国立ハンセン病資料館設立20周年記念事業
 10月11日 「平成25年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 平成26年
 4月30日 重監房資料館開館式
 5月27日 第10回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 6月20日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 6月20日 「平成26年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 11月14日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
 11月19日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」参議院で可決、成立
 11月27日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第121号）公布
- 平成27年
 1月19日 「平成26年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

退所者給与金及び改葬費について

これらの制度を創設する経緯

退所者給与金については、平成13年5月の「ハンセン病問題内閣総理大臣談話」において言及されている「退所者給与金」について、原告・弁護団と協議を行い、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

また、改葬費については、遺族原告との和解の基本合意書において、遺族に死没者の遺骨の引取りを勧めていることを踏まえ、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

退所者給与金

- 支給目的
ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とする。
- 支給対象者
 - ・ 既退所者
ハンセン病療養所の入所経験があり、平成14年4月1日前に既にハンセン病療養所を退所している者。
 - ・ 新規退所者
平成14年4月1日以後、ハンセン病療養所を退所した者。
- 支給額
生活類型に応じて支給額を設定。

	新規退所者	既退所者
退所者が1人の世帯の支給額	264,100円	176,100円
退所者が2人の世帯の合計支給額	422,600円	281,600円

※別途、退所者が非退所者を扶養する世帯においては、16,000円を加算。

- 所得制限
支給額は、前年の所得が退所者給与金年間支給額より多いとき、以下の額を控除する。
$$\frac{(\text{前年所得} - \text{退所者給与金年間支給額})}{2}$$

※退所者給与金の支給要綱については、少なくとも2年ごとに見直す。

改葬費

- 支給目的
ハンセン病療養所で死没した方に対する追悼の意を表することを目的とする。
- 支給対象者及び支給額
ハンセン病療養所に収蔵されている焼骨を、その遺族が改葬したとき、その遺族に対して、死没者1人につき5万円を支給する。

非入所者給与金について

1 制度の趣旨

厚生労働省は、統一交渉団との平成16年4月14日付の「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」を踏まえ、裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成17年度にハンセン病療養所非入所者給与金制度を創設した。

2 対象者

裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者

3 給付額

基準額を、月額48,200円とし、以下のとおり段階的に給付する。

(1) 段階的給付について

・ 市町村民税非課税の者	月64,100円（基準額の33%増）
・ 前年の課税所得が75万円未満の者	月48,200円（基準額）
・ 前年の課税所得が75万円以上135万円未満の者	一部支給停止
・ 前年の課税所得が135万円以上の者	不支給

但し、配偶者又は一親等の直系尊属を扶養するときは、月額13,420円を加算して給付する。

(2) 生活保護相当者の取扱い

生活保護相当の者に対しては、上記にかかわらず、生活保護相当額に基準額を加算した額を給付。その給付の実施は、「国立ハンセン病療養所等家族生活援護委託費」の「援護費」の枠組みを準用する。

特定配偶者等支援金の概要

制度を創設する経緯

特定配偶者等支援金については、平成21年6月の「ハンセン病問題対策協議会」における退所者の遺族に対して、その生活の安定等を図るための給与金を支給するという要望について、統一交渉団と協議を行い、ハンセン病対策議員懇談会等の議論を経て、議員立法により平成26年11月にハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正が改正され、制度が創設された。

特定配偶者等支援金

○ 支給目的

ハンセン病療養所退所者給与金受給者の遺族の生活の安定等を目的とする。

○ 支給対象者

・ 特定配偶者等

ハンセン病療養所退所者給与金の受給者の扶養対象となつたことがある配偶者及び一親等の尊属

○ 支給額

全国一律に128,000円（予定）

○ 施行日

平成27年10月1日

ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数（H13. 5. 11熊本地裁）

判決を受けた原告 127名

- 国立ハンセン病療養所入所者等補償金支給者数

総数 4,121名
うち 入所者 2,633名
退所者 1,488名

（韓国：581名、台湾：29名、旧南洋庁：1名含む）

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟和解者数

総数 7,545名
うち 入・退所者 2,144名
遺族 5,251名
非入所者 150名

- ハンセン病療養所退所者給与金支給決定者数

総数 1,166名
うち 既退所者 1,047名
新規退所者 119名

- ハンセン病療養所非入所者給与金支給決定者数

総数 80名

* 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数」以外はすべて平成27年1月末現在である。